

令和6年度 岡崎市立北中学校 部活動に係る活動方針

1 本校の現状

- ・意欲的に部活動に参加している生徒が多く、運動部、文化部ともに全国・東海レベルの大会やコンクールに出場している。
- ・保護者からの理解を得て活動しており、教育活動診断において、9割近くの保護者が「子供は部活動に積極的に参加している」と回答している。
- ・最終下校時刻は、日没時刻までに帰宅できるように配慮している。
- ・学期中の平日は、原則月曜日・木曜日を休みとして2日以上 of 休養日を設けている。また、休日の活動については、土日のいずれかを休みとしている。
- ・令和4年度まで原則全ての生徒が部活動に所属することを推奨していたが、令和5年度より所属を選択制とし、生徒が時間をより自由に使うことができるようにした。教職員については、全職員がいずれかの部活動の顧問を務めるようにしている。

2 本校における課題

- ・学年が上がるにつれて、学力の維持・向上のために塾に通ったり、習い事を通して自分が興味をもったことに打ち込んだりしている。そのため、中には家族と触れ合う時間や適切な睡眠時間が確保されない生徒もいる。
- ・全ての教職員が顧問を務め、部活動終了後に教材研究や授業準備などを行うことが多い。さらに、各種大会が土日に開催されているため、教職員の多忙化の一因となっており、休息・余暇の時間等の確保が十分になされていない現状がある。

3 具体的な活動方針

(1) 部活動運営について

- ・学校は、生徒の成長や学業との両立に配慮した適切な部活動運営を行うため、校長を中心とする責任ある指導・運営体制の下、学校全体として組織的に指導、運営及び管理していく。
- ・校長は、岡崎市教育委員会が策定した部活動ガイドラインの趣旨を踏まえ、実態に応じて部活動の目標や運営方針を策定し、部活動の組織化を図る。
- ・校長は、部活動の運営方針及び活動計画等を組織全体で共有するとともに、学校ホームページへの掲載等により公表する。
- ・顧問は、学校で定めた部活動の目標や運営方針に従い、参加する大会・コンクール等を精選した上で、年間及び月間等の活動計画を作成し、校長に提出する。
- ・顧問は、生徒の安全・安心が確保されるよう、健康管理や安全管理を徹底する。また、スポーツ障害の予防、体罰の根絶に努める。
- ・実技指導に加え、教職員の代わりに生徒指導や対外試合の引率等を行うことができる「部活動指導員」を増員し、教職員の多忙化解消を図る。
- ・令和7年度夏から完全実施となる、地域ブロック部活動の活動拠点校を決定し、生徒や保護者への周知を行う。

(2) 活動量（休養日や活動時間等）について

ア. 平日

- ・週3日以内の活動日とする。原則月曜日・木曜日を休養日とする。
- ・活動時間は、1時間程度を基準とする。
- ・始業前は、原則として年間を通して活動をしない。

イ. 休日（週休日及び祝日）

- ・土曜日、日曜日のいずれかは、原則休業日とする。
- ・両日ともに練習日、練習試合としない。
- ・活動時間は、3時間程度までとし、長時間〔終日〕練習はしない。

ウ. 長期休業中

- ・土曜日、日曜日については、原則活動しない。
- ・活動時間は、3時間程度までとし、長時間〔終日〕練習はしない。

<留意点>

- ・練習試合は、原則として愛知県内での実施とし、宿泊はしない。
- ・練習試合や大会への参加等により活動時間が長くなる場合には、気象状況や生徒の健康状態を考慮した範囲内とする。
- ・大会等で土日ともに活動した場合には、代替休業日を設定する。
- ・日没までに帰宅できるように活動を終え、安全に帰宅できるようにする。
- ・「臨時的部活動」「季節的部活動」についても、原則として常設部活動の活動に準ずる。

4 その他

(1) 保護者及び地域との連携

- ・保護者の理解を得るために、顧問は、日頃から保護者と連絡を密にして信頼関係を築くとともに、指導方針や活動計画を保護者に周知する。
- ・地域の専門性を有する指導者から指導・助言などの協力を得て、子供や保護者のニーズに応えつつ、教職員の負担軽減を実現する。
- ・外部指導者、部活動指導員に対して、部活動運営方針や学校の教育活動の教育的意義等について十分に理解を得た上で、適切な指導に当たるよう働きかける。

(2) 安全の確保と緊急時の対応

- ・活動場所の施設・設備、道具等について、管理を適切に行うとともに、常にその状態を把握する。また、落雷等による事故を避けるため、急激な天候の変化にも迅速に対応する。
- ・熱中症を予防するため、高温や多湿時にはWBGT値（熱中症指数）にも留意し、十分に水分や塩分が補給できる休憩時間を確保する。
- ・緊急の事態や不測の事態にも対処できるよう、顧問不在の中で活動しない。また、「緊急連絡体制」を作成し、速やかに管理職、保護者等に第一報が入るようにして、医療機関で受診するための道筋を確立させる。
- ・事故が発生した後は、速やかに管理職及び顧問によって事故原因を分析し、安全管理と指導の在り方について点検して、再発防止対策を早急に講ずる。